

平成 18 年（行ツ）第 256 号

平成 18 年（行ヒ）第 302 号

決定

当事者の表示 当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成 17 年（行コ）第 5 号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成 18 年 6 月 29 日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成 19 年 12 月 25 日

最高裁判所第三小法廷

当事者目録

上告人兼申立人 東海旅客鉄道株式会社

被上告人兼相手方 中央労働委員会

同補助参加人 ジェイアール東海労働組合